ｅラーニングを活用した研修に係る運用細則

（令和７年７月１日施行）

（目的）

第１条　本細則は、資格研修等に関する規則（以下「規則」という。）第５条に基づき、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）が行う研修等において、ｅラーニングを活用した研修等の実施について定めることを目的とする。

（対象）

第２条　ｅラーニングを活用した研修等は、規則第２条に基づく研修等の実施に活用できるものとする。

（受講対象者及び受講申込）

第３条　ｅラーニングの受講対象者は、規則第３条に定める者とする。

２．受講申込は、前項に定める者が所属する会員会社の申込責任者を通じ行うものとする。

（ユーザＩＤ及びパスワードの管理）

第４条　受講者は、発行されたユーザＩＤ及びパスワードを受講者の責任において管理することとし、第三者に譲渡、又は利用させてはならないものとする。

２．発行されたパスワードは、受講者の責任において適宜変更できるものとする。

３．受講者が、前各項に違反し、又は当該ユーザＩＤ及びパスワードを使用したことにより生じた責任は、受講者に帰すものとする。

（ｅラーニングの中断）

第５条　本会は、次の各号の一に該当する場合は、事前に公表等を行うことにより一時的にｅラーニングの中断ができるものとする。

⑴ 研修業務用設備等の保守を定期的に行う場合

⑵ 運用上又は技術的な理由から、ｅラーニング運用会社において中断が必要と判断した場合

２．本会は、次の各号の一に該当する場合は、事前に公表等を行うことなく、一時的にｅラーニングを中断することができるものとする。

⑴ 研修業務用設備等の保守を緊急に行う場合

⑵ 火災、停電等によりｅラーニングの提供ができなくなった場合

⑶ 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりｅラーニングの提供ができなくなった場合

⑷ 戦争、テロ、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりｅラーニングの提供ができなくなった場合

⑸ その他、やむを得ない事情によりｅラーニングの提供ができなくなった場合

（受講者の遵守事項）
第６条　申込責任者及び受講者は、次の各号に規定する事項を遵守するものとする。
⑴ 発行されたユーザＩＤ及びパスワードを不正に使用しないこと
⑵ 受講を通じて、又は受講に関連してコンピュータウィルス等の有害なプログラムを使用若しくは提供しないこと
⑶ コンテンツ等の全部又は一部を改ざんしないこと
２．本会は、前各号を担保するため、申込責任者及び受講者に注意を促すとともに、同意等の確約を取得する。
３．本会は、第１項各号に規定する遵守事項違反又はこれに類似する行為等を察知し、かつ、緊急にこれらの行為による被害の発生又は拡大の防止の必要があると判断した場合は、申込責任者及び受講者の承諾を得ることなく、直ちにアクセスを制限すること、又は受講資格を取り消すことができるものとする。
４．第１項各号の違反が発覚した場合は、申込責任者及び受講者が所属する会社が責任を負うとともに、本会が定める会員規則等に基づいた対応を行うこととする。

（受講料）
第７条　ｅラーニング受講に必要な受講料は、研修等ごとに別に定める。

（改廃）
第８条　本細則の改廃は、人材育成部会において行うものとする。

（附則）
本細則は、令和７年７月１日から改正施行する。